

続・成年後見制度

先月号で「成年後見制度」のおおまかなこと
をご紹介しましたが、今月号は、その利用の
流れをご説明します。

審判



援助…本人の意思を尊重しながら、財産の管
理や必要な契約手続きなどをしてくれ
ます
成年後見登記…成年後見制度を利用している
ことが、東京法務局に登録されます

任意後見契約
公正人役場で、
公正証書によって
おこなう



自分で判断するの
が難しくなると
き



**任意後見監督人選任
の申立て** … **後見・保佐・補助の
開始申立て**

申立てに必要なもの
申立書、戸籍謄本、登記事項証明、診断書、
登記印紙、切手、公正証書、住民票など
※申立ての内容等によって、必要なものも違います

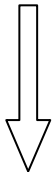


審問…必要に応じて裁判官が直接事情をう
かがいます
調査…裁判所の職員が事情をうかがいます
鑑定…後見と保佐については、本人の判断能
力について鑑定が必要です



審判

たとえば「遺産分割の
話がある」「サービス
を利用したい」とき
に、その判断が自分一
人では難しい場合



手続きにおいて、以下のことについて聞かれ
ても答えられるように準備しておくといいで
しょう。

- ・ 今困っていることや手伝ってほしいこと
- ・ 通っていた学校や、したことのある仕事、
今までにかかった病気やけがについて
- ・ 療育手帳などを持っている場合はコピー
しておく
- ・ 家族のこと
- ・ 今勤めている仕事のこと
- ・ 年金や給料、貯金のことなど

申立ては本人が住むところを管轄している
家庭裁判所に対して行ないます。泉州地域は
大阪家庭裁判所岸和田支部（岸和田市加守町

4-27-2 電話:072-441-6803) です



11月18日(日)は療育園まつり
です。みなさん、ぜひ遊びに来てくださいね。ポラン
ティアさんも大募集していま～す!! (見学)